

土地の監視強化に向けた取組

[目的]

○土地の改変に関し、無届けの事案、届出済み箇所での新たな違反行為を早期に把握、対応するため、継続的な監視を実施

[今までは]

- ・法指定地域の監視・指導対象は、県によるパトロール
- ・法規制対象外の監視・指導は、規制条例を制定した市町村が個別に対応

[これからは]

	要調査箇所の抽出	違反行為への対応
■法指定地域※1 法令に基づき県が監視	○市町村からの情報提供を円滑に把握 ○県北部地域(五條市下市町以北)の衛星写真を活用 →無届け事案、改変事案を早期に把握	○事案の早期把握による早期 (改変が小規模な状態)の対応
■法規制対象外 市町村条例※2による監視	○県が入手した衛星写真を活用し、条例を制定している市町村へ、改変箇所の情報を提供 ○市町村による確認・通報情報を県と共有	○県のノウハウや他市町村事例を活用した支援 (県職員を適宜派遣)

※1 法指定地域

法律	面積要件	県所管課
森林法	10,000m ² ~	森林整備課
宅造法	500m ² ~	建築安全推進課
都市計画法	500m ² ~	建築安全推進課
農地法	要件なし	担い手・農地 マネジメント課
砂防法	〃	砂防・災害対策課
急傾斜地法	〃	〃
地すべり等防止法	〃	〃

※2 市町村条例

市町村 (施行時期)	面積要件
宇陀市 (H19. 10)	1,000m ² ~
葛城市 (H24. 4)	〃
天理市 (H25. 7)	〃
平群町 (H 9. 4)	500m ² ~
御杖村 (H15. 6)	〃

市町村 (施行時期)	面積要件
高取町 (H22. 4)	500m ² ~
御所市 (H25. 7)	〃
生駒市 (H28. 10)	〃
五條市 (H28. 10)	〃
大淀町 (H30. 7)	〃
下市町 (H30. 12)	〃

